

令和6年度
農業農村整備資材単価表

埼玉県農林部農村整備課

令和6年4月

農業農村整備工事の積算に用いる設計単価の取扱いについて

1. 主旨

この取扱いは、農林部が発注する農業農村整備工事及びこれに係る委託の積算で使用される設計単価、施工歩掛の決定方針等について定めるものである。

2. 積算に用いる設計単価・歩掛等の適用時期

設計単価・歩掛等の適用時期は、原則執行伺い当月を用いること。

なお、執行伺の起案日が、当月6日以前であれば前月の単価を用いることができる。

3. 設計単価

(1) 採用順位

採用順位は、原則として次のとおりとする。

- ① 農業農村整備資材単価表（農村整備課）
- ① 土木工事設計単価表（県土整備部建設管理課）
- ① 農林水産省単価（機械器具損料、仮設材損料、仮設材質料のみ）
- ② 物価資料（「建設物価」、「Web 建設物価」、「土木コスト情報」、「積算資料」、「積算資料電子版」、「土木施工単価」）
- ③ 資材価格特別調査（別に定める「農業農村整備事業における工事の積算に用いる資材価格特別調査取扱い要領」の対象資材）
- ④ 見積り（建設業団体からは、見積りを徴収しないこと。）

(2) 物価資料の取扱い

ア 公表価格で掲載されている価格は、設計単価として採用しないこと。

ただし、公表価格のうち実態調査結果として掲載されている価格（平均）は採用できることとする。

イ 適用都市の採用順位

工事場所が属する農林振興センター管内	適用都市採用順位
さいたま、川越、東松山、春日部、秩父のうち東秩父村、加須のうち久喜市	さいたま → 関東 → 全国 → 東京
本庄、大里、加須（久喜市を除く）	熊谷 → さいたま → 関東 → 全国 → 東京
秩父（東秩父村を除く）	秩父 → 熊谷 → さいたま → 関東 → 全国 → 東京

ウ 設計単価の決定方法

2誌（建設物価等、積算資料等）の掲載価格の平均値を設計単価とする。

(3) 資材価格特別調査の取扱い

資材価格特別調査は、市場の実勢取引価格を調査機関に委託して調査することをいい、その取扱いについては「農業農村整備事業における工事の積算に用いる資材価格特別調査取扱い要領」による。

(4) 見積りの取扱い

見積りの取扱いについては、県土整備部制定「建設工事に係る見積り取扱い要領【土木工事】」による。

(5) 設計単価の端数処理

原則として、設計単価の端数処理は行わない。

なお、小数点以下は切り捨てとする。

ただし、別途端数処理の規定等がある場合は、それを優先する。

4. 歩掛

(1) 採用順位

採用順位は、原則として次のとおりとする。

- ① 土地改良工事積算基準（農林水産省農村振興局）
- ② 土木工事標準積算基準書（県土整備部）
- ③ 国等の歩掛（国が資本金を出資している法人又は国が構成員となっている委員会等が作成した歩掛を含む）
- ④ 見積り（建設業団体からは、見積りを徴収しないこと。）

(2) 見積りの取扱いについては、県土整備部制定「建設工事に係る見積り取扱い要領【土木工事】」による。

附則

この取扱いは、平成27年 4月 1日から起案するものに適用する。
この取扱いは、平成27年10月 1日から起案するものに適用する。
この取扱いは、平成28年 9月 1日から起案するものに適用する。
この取扱いは、平成28年11月 1日から起案するものに適用する。
この取扱いは、平成29年 4月 1日から起案するものに適用する。
この取扱いは、平成30年 7月 1日から起案するものに適用する。
この取扱いは、令和 2年 4月 1日から起案するものに適用する。

